



費用無料

●消費者セミナー（講師派遣）のお知らせ●

公正取引委員会事務総局中部事務所では、「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～」をテーマに、消費者セミナーを開催しています。



独占禁止法と景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

皆さんは、普段、どこでお買い物をしていますか？また、どうしてそのお店を選んでいますか？家から近い、品揃えが良い、サービスが良い etc…皆さんのおそれのお考えで選択していると思います。そうした何気ない日常に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

消費者セミナーは、このような公正取引委員会の活動を皆さんにお伝えすることにより、当委員会を身近なものに感じていただくための取組です。

消費者セミナーは、消費者団体の皆様の会合等に、公正取引委員会事務総局中部事務所の職員を講師として派遣し御説明をさせていただきます。

御興味がありましたら、下記問い合わせ先までお気軽にお申し出ください（日程等については応相談）。

問い合わせ

公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課

電話 052-961-9423

FAX 052-971-5003

【セミナーに係るQ & A】

Q 講師派遣を依頼するに当たり、費用はどれくらいかかりますか。

A 講師派遣に係る旅費等の費用は一切必要ありません。

Q 時間はどれくらい必要ですか。

A 御希望の時間に応じて説明させていただきますが、標準的な時間は1時間半程度です（ただし、日時につきましては御希望に沿えない場合もございます。）。

Q 難しそうだけど具体的にはどんな内容なの？

A 「談合」、「カルテル」といった言葉は聞いたことはあっても、普段は身近に感じられないと思います。セミナーでは、実際に、皆さんにシミュレーションゲームに参加いただき、カルテル等により皆さんにも生じる弊害、競争の重要性を学んでいただきます。

また、食品における不当表示等の問題についても、具体的な違反事例を用いて分かりやすく説明します。